



保険適用CAD/CAM冠施設登録のご案内

施設登録について

ご記入頂く項目は数か所ですので、簡単に終わります。
用紙の記入及び、申請書の提出を技工所が代行することはできませんので、お手数ですが、申請される医院様にて記入と提出をお願い致します。

ステップ1

用紙の記入

- 【様式50の2】CAD/CAM冠の施設基準届出書添付書類
- 【別添2】特掲診療料の施設基準に係る届出書の2種類の用紙にご記入ください。

記入例を参考に医院様の情報をご記入ください。

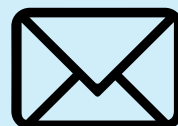
- ※ 記入・捺印漏れがありますと申請が受理されませんのでご注意ください。
- ※ ご記入頂くのはそれぞれ1部ずつで問題ありません。
このとき念のためにコピーを取り、保管しておくことをおすすめ致します。



ステップ2

郵送

記入が完了しましたら、各地の厚生局（医院様があります都道府県の厚生局）に郵送をお願いいたします。



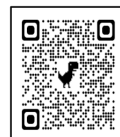
ステップ3

結果の通知

約2週間程度で審査が終了し、結果が郵送されます。

【別添2】特掲診療料の施設基準に係る届出書 に施設基準の届出番号が記載されています。

- ※ 通常は各月の末日までに審査を終え届け出が受理された場合、翌月の1日から診療報酬算定が可能です。
また、月の最終の開庁日に要件審査を終えて届け出が受理された場合は当該月の1日から算定が可能になります。





保険適用CAD/CAM冠施設登録のご案内 別紙

各地の厚生局（関東信越厚生局）の連絡先

届け出は各医院様の住所を管轄する事務所に提出をお願いいたします。
（埼玉県は指導監査課になります。）

東京事務所		
〒163-1111	東京都新宿区西新宿6丁目22-1 新宿スクエアタワー11階	03-6692-5119
神奈川県事務所		
〒231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町1-6 ICON関内6階	045-270-2053
千葉県事務所		
〒260-0013	千葉県千葉市中央区中央3丁目3-8 日進センタービル7階	043-379-2716
指導監査課（埼玉県を管轄）		
〒330-9727	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟2階	048-851-3060
茨城事務所		
〒310-0061	茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階	029-277-1316
栃木事務所		
〒320-0043	栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎5階	028-341-8486
群馬事務所		
〒371-0024	群馬県前橋市表町2丁目2-6 前橋ファーストビルディング7階	027-896-0488
静岡事務所		
〒424-0825	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎3階	054-355-2015

【施設基準の条件】（厚生労働省HPより抜粋）

1. 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
2. 保険医療機関内に歯科技工士が配置されていること。
なお、歯科技工士を配置していない場合にあっては、歯科技工所との連携が図られていること。
3. 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていること。
なお、保険医療機関内に設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所と連携が図られていること。

※ 詳しくは厚生労働省のホームページにてご確認ください。

【算定告示】（厚生労働省HPより抜粋）

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科CAD/CAM装置)を用いて、小白歯に対して歯冠補綴物(全部被覆冠に限る)を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

※ 詳しくは厚生労働省のホームページにてご確認ください。